国立大学法人大分大学看護部職員評価実施細則

平成２４年３月３０日制定
平成２４年細則第１４号

（趣旨）
第１条　この細則は，国立大学法人大分大学における内部質保証に関する規程（令和３年規程第２３号）第１２条第３項の規定により，国立大学法人大分大学が実施する看護部職員の評価（以下「看護部職員評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条　看護部職員の担当業務に関して設定された目標に対する達成度，職務行動を通じて発揮した能力及び職務に対する取組姿勢等について評価し，その評価を適切に給与等の処遇面に反映させ，もって個々人の更なる資質の向上及び組織の活性化を図ることを目的とする。

（対象者）
第３条　看護部職員評価の対象者は，国立大学法人大分大学職員任免規程（平成１６年規程第１５号）第３条別表に定める看護系技術職員及び技能職員のうち看護部に所属する職員とする。ただし，次の各号に該当する者は，実施しない。
（１）　評価期間中に採用又は退職した者
（２）　休職，休業等により評価期間中に勤務をしていない者

（評価者及び調整者）
第４条　看護部職員評価の評価者及び調整者は，学長が別に定める。
２　学長は，適正な評価を行うために必要と認めるときは，評価補助者を置くことができる。

（評価期間）
第５条　看護部職員評価は，毎年度実施するものとする。ただし，必要があると認められるときは，一定期間分を取りまとめた評価を行うことができるものとする。

（構成）
第６条　看護部職員評価は，業績評価及び能力・行動評価により行うものとする。
２　業績評価は，担当業務に関して設定された目標に対する達成度を評価し，能力・行動評価は，職務行動を通じて発揮した能力及び職務への取組姿勢を評価するものとする。

（評価結果の活用）
第７条　学長は，高い評価を受けた看護部職員に対し，その職務遂行の一層の向上を促すため，顕彰等の適切な措置を講ずることができるものとする。
２　学長は，低い評価を受けた看護部職員に対し，看護部長を通じて，次の評価期間における職務遂行について適切な指導・助言を行うものとする。
３　学長は，次の各号に掲げる項目に直近の評価結果を反映させるものとする。
（１）　国立大学法人大分大学職員給与規程（平成１６年規程第１８号）第９条に規定する昇給
（２）　国立大学法人大分大学期末手当及び勤勉手当支給細則（平成１６年細則第１６号）第１７条に規定する勤勉手当の成績率

（評価についての説明）
第８条　総務部人事課は，被評価者から説明を求められる等の申出があった場合，申出者，申出者の評価者及び申出者の調整者による話合いの場を設け，適切に対応するものとする。

（雑則）
第９条　この細則に定めるもののほか，看護部職員評価の実施に関し必要な事項は，学長が別に

定める。

附　則
この細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年細則第１３号）
この細則は，平成２５年６月２５日から施行する。

附　則（平成２６年細則第９号）
この細則は，平成２６年７月２５日から施行する。

附　則（平成２７年細則第１８号）
この細則は，平成２７年５月１５日から施行する。

附　則（令和３年細則第１５号）
この細則は，令和３年６月１６日から施行する。

附　則（令和７年細則第１１号）
この細則は，令和７年３月１日から施行する。